

●流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

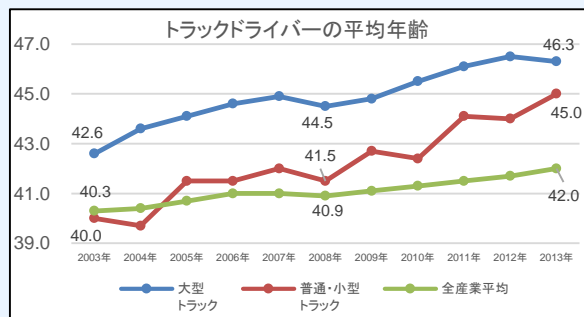
(物流総合効率化法の一部改正)

< 予算関連法律案 >

最近における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化を踏まえ、流通業務総合効率化事業について2以上の者が連携して行うものに限ることとともに、総合効率化計画が主務大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関し、海上運送法等の特例を追加する等の措置を講ずる。

背景

- 物流分野においては、労働力の中老年層への依存度が高く、今後、深刻な人手不足に陥るおそれ
 - ※ 50歳以上のトラックドライバー: 35% 50歳以上の内航船員: 56%
- 国際競争の激化やネット通販の拡大等により、荷主・消費者ニーズが高度化・多様化
 - ※ 小口輸送(0.1ト未満の貨物) 800万件(2000年) ⇒ 1,800万件(2010年)
- トラックの積載率は、5割を切っている状況
 - ※ 41%(2013年)



改正案の概要

- 物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提に、多様な取組みへと対象を拡大。

① モーダルシフト推進事業

鉄道・船舶も活用した効率的な輸送手段の選択を推進

⇒ 2020年度までに34億トンキロ分を転換

○ 交通政策基本計画におけるモーダルシフトに関する目標

貨物鉄道【2012年度 187億トンキロ⇒2020年度 221億トンキロ】

内航海運【2012年度 333億トンキロ⇒2020年度 367億トンキロ】

トラックによる輸送に代わり鉄道・船舶等の大量輸送機関を活用



⇒ より少ない人員での大量輸送を実現

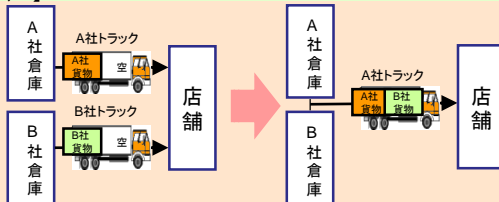
② 地域内配送共同化事業

積載率や運行頻度の改善により、無駄のない配送を実現

⇒ 2020年度までにモデル的な取組を

100事例創出

⇒ 荷主や地域も巻き込んで、貨物混載・帰り荷確保等の共同輸送を加速し積載率を向上



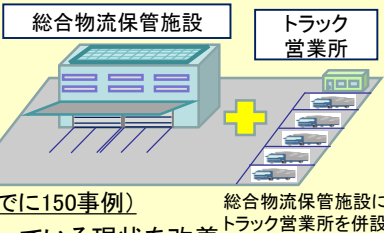
③ 輸送網集約事業

(輸送機能と保管機能の連携)

流通加工も行う総物流保管施設にトラック営業所の併設、予約システムの導入等の輸送円滑化措置を講じ、待機時間のないトラック輸送を実現

⇒ 年間30事例を創出(2020年度までに150事例)

⇒ 現在45%のトラックが1時間以上の手待ち時間となっている現状を改善



総物流保管施設にトラック営業所を併設

○ 省力化された効率的な物流の実現

⇒ 潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える究極的に効率化した物流を実現

○ トラックドライバー不足の解消

⇒ 就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持

○ CO₂排出量の大幅な削減

⇒ 社会への貢献度の高い物流の実現

総合効率化計画(2以上の者が連携して作成)

大臣認定

認定事業に対する支援策

(1) 関連施設及び設備に対する税制上の特例【平成28年度税制改正案】

(2) 計画策定経費等に対する補助【平成28年度予算案】

(3) 事業開始に必要なとなる行政手続の一括化等の関係法律の特例等(トラック事業許可のみなし取得等)

我が国の経済活動及び国民生活を支える流通業務の生産性を向上